

# 四日市マリッジサポート事業業務委託 公募型プロポーザル審査要領

## 1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した参加者に限る。なお、見積合計金額が委託料(見積限度額)を超えている場合は、審査対象から除外する。

## 2 審査の実施

四日市市が設置する「四日市マリッジサポート事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を令和8年2月4日(水)に開催する。なお、詳細（会場、時間等）については、応募者個別に電子メールで連絡する。

- ・参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは15分、質疑応答は20分程度とする。
- ・出席人数は4名以内とし、配置予定の管理者及び主担当者は必ず出席すること。
- ・配置予定の管理者及び主担当者がヒアリングに出席しない場合は、参加を辞退したものとみなし、原則として失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席できない理由を記載した書面（任意様式A4版）を、2月3日(火)の午後4時までにこども未来課に提出すること。
- ・補足資料の配付及び使用は認めない。
- ・説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書類の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に参加者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。
- ・審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。

## 3 審査方法

審査は、審査委員会の各委員が参加者ごとに審査項目に対し評価点を付与し、各委員の評価点を合計する。合計点の最も高い参加者を「受託候補者」、その次に合計点の高い参加者を「次点候補者」として特定する。（同点の場合は審査委員会委員長が決定する。）

ただし、合計点が7割に満たない場合は、「受託候補者」及び「次点候補者」としない。

## 4 審査基準

評価基準により審査委員会が厳正な審査を行うものとする。審査の評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点満点とする。